

京田辺市監査公表第2号

定期監査等の結果に関する公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による令和3年度定期監査等を京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号）に基づき実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和3年8月27日

京田辺市監査委員 稲川俊明

京田辺市監査委員 田原延行

定期監査等の結果に関する報告について

第1 監査の概要

令和3年度京田辺市監査実施方針及び年間監査計画、並びに京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号。以下「監査基準」という。）に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

輝くこども未来室所管の令和2年度財務に関する事務の執行（令和元年度から令和2年度へ繰越した予算及び令和2年度から令和3年度へ繰越した予算を含む。）及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

今回の監査は、法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、その事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、重点確認項目として定めた次の項目が適切に行われているかを確認した。

また、法第199条第2項の規定による、いわゆる行政監査の視点からも監査を行った。

「重点確認項目」

- (1) 京田辺市行政改革実行計画の重点プログラム事項の進捗状況について、事業管理が適切に行われているか。
- (2) 人事異動等の事務引継ぎが十分に行われているか。
- (3) 根拠法令等に基づいて事務が執行されているか。
- (4) 意思決定のプロセスは適切か。

- (5) 出張報告書が適切に作成されているか。
- (6) 文書管理事務が適切な時期に行われているか。
- (7) 支払期日から遅れて支出しているものはないか。
- (8) 切手等の使用や保管が適切に行われているか、郵便物を発送する際の誤発送の防止対策等が行われているか。
- (9) 個人情報を含む申請書等の管理が適切に行われているか。
- (10) 物品購入等に係る財務事務が適正に行われているか、また出納及びその保管が適切に行われているか。
- (11) 補助金や助成金等支出が交付要綱等に基づき適正に執行されているか。
- (12) 債権管理事務が適切に行われているか。
- (13) 市立幼稚園・保育所再編整備や長寿命化計画に基づく整備の状況を確認し、施設の管理や修繕が適切に執行されているか。
- (14) 市立幼稚園・保育所の運営事務及び私立認定こども園、幼稚園、保育所等の指導や助成が適切に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の実施については、あらかじめ対象部局（室）に関係資料の提出を求めて書類調査を行い、その調査内容について監査等課題事項確認書を所属に照会の上回答を求め、その回答内容について所属別に弁明、見解等の聴取（所属別ヒアリング）を実施した。

また、現地調査については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策（三密回避）として書面調査を導入し、京田辺市立田辺東幼稚園における切手等の保管状況、救急箱等医薬品及び灯油等危険物の保管状況について調査を実施するとともに、同幼稚園における新型コロナウイルス感染防止対策の取組状況について調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

市役所庁舎 4 階監査委員事務局

(2) 監査の日程（実施期間）

令和3年5月6日から令和3年8月23日まで

第2 監査の結果

監査基準第23条の規定に基づき、監査の結果に関する報告等を次のとおり行う。

1 監査の結果に関する報告

(1) 総括的事項

監査の結果、監査等の対象に係る財務に関する事務の執行については、法令等に基づいておおむね適正に事務処理が行われていた。

しかし、所属別に物品・役務等に係る契約手続きやその事務処理において、一部不適切な事務処理が見受けられた。

また、市立幼稚園に係る事務執行については、令和2年度からその所掌事務を教育委員会部局から市長部局の職員に補助執行させるものとしているが、関係例規の見直しや事務改善を要するものが一部見受けられた。

これらのことから、次の所属別事項について、輝くこども未来室内で周知徹底の上、適切な事務執行を行われたい。

(2) 所属別事項

ア 輝くこども未来室

a 関係例規について、必要に応じ見直しを行い、整備を進められたい。

b 歳入予算に係る調定処理について、調定すべき時期に処理がなされていない等一部不適切な事務処理が見受けられたことから、適切に事務処理を行われたい。

c 物品・役務等に係る契約手続きにおいて、検査調書における検査の基礎とした書類や給付を完了した届等について一部不備なものが見受けられたことから、適切な検査収納を行われたい。

イ 京田辺市立河原保育所・京田辺市立草内保育所・京田辺市立三山木保育所
・京田辺市立南山保育所

特に指摘すべき事項等はない。

ウ 京田辺市立田辺幼稚園・京田辺市立田辺東幼稚園・京田辺市立草内幼稚園
・京田辺市立大住幼稚園・京田辺市立三山木幼稚園・京田辺市立松井ヶ丘幼
稚園・京田辺市立薪幼稚園・京田辺市立普賢寺幼稚園

a 支出事務において、歳出予算科目の不適當なものが一部見受けられたこ
とから、適切な予算科目からの執行となるよう対応されたい。

b 修繕料に係る事務処理において、一部不適切な事務処理や請求に対する
支払遅延が見受けられたことから、適切な事務処理を図られたい。

また、幼稚園施設ごとに執行されている契約事務等を見直し、事務の効
率化を図られたい。

c 旅費の支給について、すみやかに支給を行うべく事務処理を図られたい。

d 切手等の購入にあたっては、原則必要数とし、できるだけ在庫を持たな
いように予算執行を行われたい。

2 監査の結果に関する報告に添える意見

(1) 多様化する教育・保育ニーズや今後の就園状況の推移、更には小学校への円
滑な接続などといった課題に対応すべく、平成29年9月に「こどもが輝く京
田辺の実現に向けた基本方針」を策定し、令和2年4月からは幼保窓口を一元
化する市組織機構の再編など大きな取組が進められているところである。

今後とも、幼児教育・保育の一体的提供体制の構築について関係機関と協議
連携の上、ハード・ソフト両面から積極的な子育て支援に取り組まれたい。

(2) コロナ禍による社会状況の変化が、子ども・子育ての活動にも大きな影響を
及ぼしている。職員の健康管理を含め、新たな生活様式を踏まえた市立保育所
や幼稚園等に係る施設の運営管理を構築されるよう努められたい。

3 監査の結果に関する報告に係る勧告

勧告すべき事項はない。